

福岡県節電対策方針

(平成24年度夏季)

平成24年6月11日改定

福岡県緊急節電対策本部

目 次

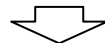
1. 政府における今夏の電力需給見通し.....	1
2. 節電対策の目的.....	2
3. 節電対策の基本方針.....	3
4. 節電対策の取組み.....	5
(取組み1) 県から九州電力(株)への要請.....	5
(取組み2) 県自らの率先した節電対策.....	6
(取組み3) 事業者における節電対策.....	12
(取組み4) 県民(家庭)における節電対策.....	18
(取組み5) 県民・事業者への速やかな情報提供.....	21
(取組み6) 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進.....	22
(取組み7) その他の取組み.....	22
5. 大規模停電・計画停電に対応できる危機管理体制の構築.....	23

1. 政府における今夏の電力需給見通し

平成24年5月18日、政府の電力需給に関する検討会合、エネルギー・環境会議において、九州電力管内における今夏の電力需給見通しが示された。(表1)

(表1) 九州電力管内における今夏の電力需給見通し

(単位：万kW、発電端)	6月下旬	7月	8月	9月上旬
供給力ー最大電力需要 (供給予備率)	46 (3.3%)	▲75 (▲4.6%)	▲60 (▲3.7%)	▲74 (▲4.6%)
最大電力需要	1,386	1,634	1,634	1,583
供給力	1,432	1,560	1,574	1,510



[上記に加え随時調整契約の発動による需要減(実効量24万kW)を見込んだ場合]

供給力ー最大電力需要 (供給予備率)	—	▲51 (▲3.1%)	▲36 (▲2.2%)	▲50 (▲3.2%)
-----------------------	---	----------------	----------------	----------------

出典：九州電力(株)資料

今夏の電力需給見通しを受けて、政府は、九州電力管内に平成24年7月2日～平成24年9月7日の平日(8月13日～8月15日を除く)9時～20時において、使用最大電力を一昨年比(平成22年比)10%以上抑制する節電目標を設定した。

また、政府は、全国共通の取組として7月2日～9月28日の平日(8月13日～8月15日を除く)の9時～20時において『数値目標を伴わない節電』を要請し、加えて、上記節電に支障の生じない範囲で、早朝(7時～9時)や夜(20時～25時)の時間帯においても、揚水発電の供給力を増やす観点から、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での消費電力の抑制を求めている。

今夏においては、「電力使用制限令の発動」は予定されていないが、大規模な電源の脱落等、万が一に備え、計画停電の準備を進めておくこととされた。

※ 一昨年比10%以上の考え方

安定的な電力供給のためには、供給予備率として最低3%の確保が必要とされており、これを下回ると停電の恐れがある場合として、政府から「電力需給逼迫警報」が発令され、全ての需要家に対して一層の節電を要請することとされている。

8月の▲2.2%の供給力不足に対し、最低限必要な3%以上の供給予備率を確保するためには、需給両面の対策が5%程度以上必要となる。

これに対し、九州電力による広域的な電力会社間の協調などを含めた供給対策による2%の供給力増を見込み、需要家としては、「昨年夏における節電の取組みから、さらに▲3%程度以上」を目標とした節電が必要となる。

上記数値目標は、昨年夏、全体としてすでに▲7%程度の節電がなされていたことを踏まえると、特に節電を意識していなかった一昨年からは、全体として▲10%程度以上の節電に相当する。

2. 節電対策の目的

電力需給逼迫による停電の発生を回避するため、経済産業省及び九州電力（株）から福岡県に対し、節電対策に関する協力要請があった。

これを受けて福岡県においては、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、平成23年度の取組の成果（表2，3）を踏まえ、県民、事業者、行政が一体となって節電対策に取り組むとともに、万が一の大規模停電等の事態に対処して、県民の安全の確保を図るため、県の危機管理体制を強化することとした。

（表2）九州電力管内における昨年夏、一昨年夏の時間最大電力（最大3日平均）

（単位：万kW、発電端）	H23年	H22年	前年差（H23－H22）	
時間最大電力 （最大3日平均）	1,537	1,730	▲193	気温影響：▲80
				節電影響：▲123
				景気影響等：＋10

出典：九州電力（株）資料

（表3）昨年・一昨年7～9月の九州電力管内及び福岡県内における販売電力量

（単位：億kWh）	H23年	H22年	前年差（H23－H22）
九州電力管内	229.0	239.5	▲10.5（▲4.4％）
福岡県内	85.6	90.7	▲5.1（▲5.6％）

注）前年差における割合は、前年差÷（H22年の販売電力量）で得られた値

出典：九州電力（株）提供資料による推計値

3. 節電対策の基本方針

(1) 節電対策の目標

電力需給逼迫による県民生活や県内経済活動への影響を最小化するため、県民、事業者、行政の各主体が節電対策を行うことにより、本県内において使用最大電力（kW）を一昨年比10%以上抑制することを目指す。

また、今夏の取組みを通じ、「無理のない範囲での節電」の定着を図ることにより、冬以降の電力需給の安定を目指す。

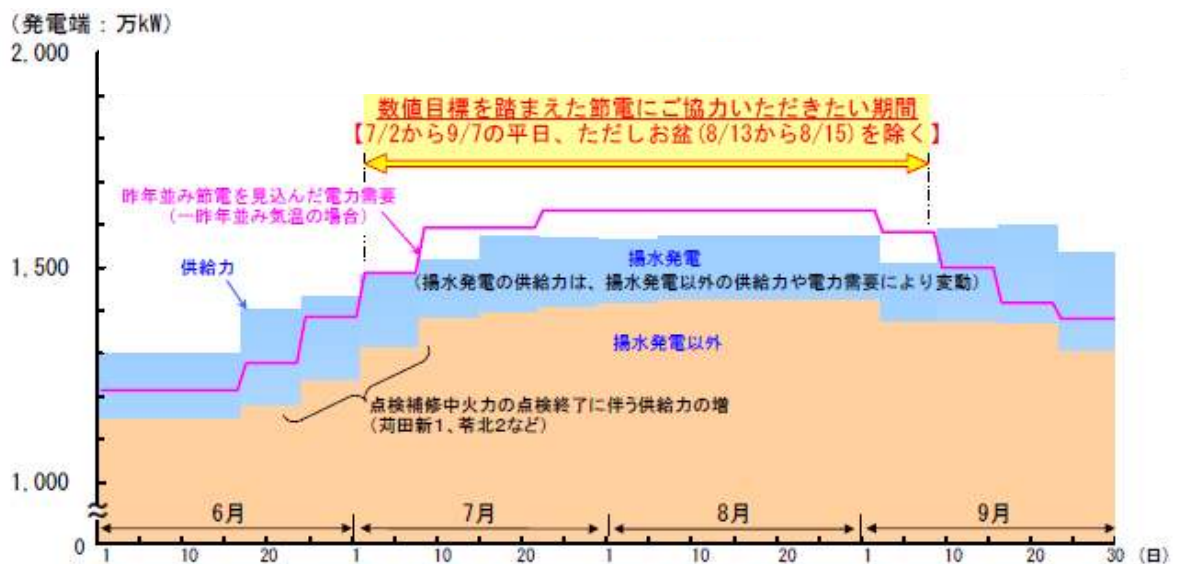
(2) 節電対策の概要（図1、2、表4参照）

ア 一昨年比10%以上の節電期間である「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間（8月13日～8月15日を除く）の平日9時～20時」においては、県自らが率先した節電に取り組むとともに、各主体に対し節電対策を要請する。（6～20ページ参照）

特に電力需要がピークとなる13時～17時については、積極的な節電対策を要請する。

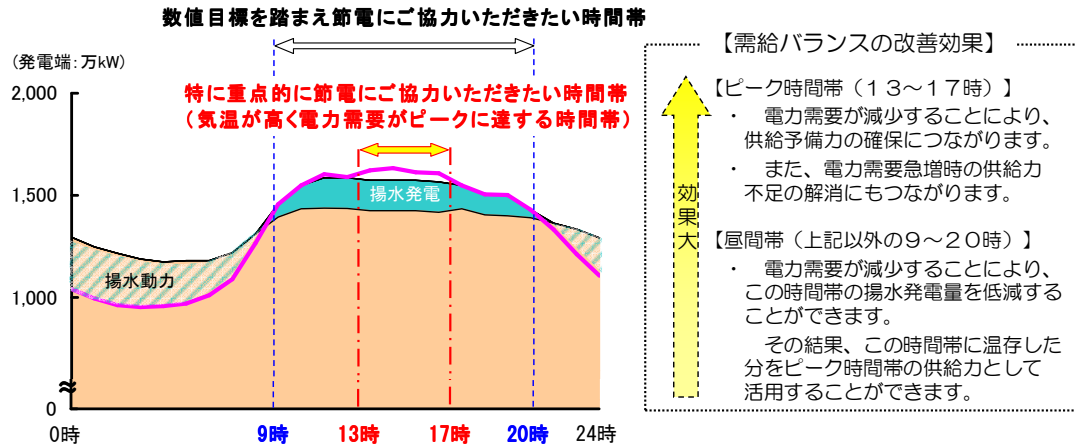
イ 数値目標の設定されない節電期間である「平成24年9月10日～平成24年9月28日の平日9時～20時」においては、県自らが率先した節電に継続して取り組むとともに、各主体に対し家庭生活及び経済活動に支障のない範囲で自主的な節電対策（照明・空調機器等の節電など）を要請する。

（図1）節電要請期間における電力需給ギャップについて



出典：九州電力（株）資料

(図2) 需給バランスの改善効果について



出典：九州電力（株）資料

(表4) 節電対策の期間・時間帯

	0:00 ～ 9:00	9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 20:00	20:00 ～ 24:00
平成24年7月2日～ 9月7日の平日 (8月13日～15日を除く)		使用最大電力を 平成22年比10%以上抑制 (九州電力管内の数値目標)			
		節電対策が特に 必要な時間帯			
平成24年9月10日～ 9月28日の平日		数値目標を設定しない 自主的な節電対策期間			

(注) 早朝（7時～9時）や夜（20時～25時）の時間帯においても、県民生活や経済活動に支障を生じない範囲で消費電力を抑制する（全国共通の取組み）。

4. 節電対策の取組み

(取組み1) 県から九州電力(株)への要請

(1) 県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。

- ① 安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保、燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
- ② 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。
- ③ 発電所のトラブルによる大規模停電・計画停電等に備え、予め想定される状況及び対応方針を県に説明するとともに、県民生活や県内経済活動に大きな影響が生じないように十分な準備を行うこと。

特に、政府の今夏の電力需給対策において、万が一計画停電を実施せざるを得ない場合に影響をできる限り緩和することとされている下記の施設については、事前に施設名を明示して影響緩和措置の内容に関する周知を十分に行い、県民が適切な対応をとれるよう最大限の取組みを行うこと。

- ・医療機関等の緊急かつ直接的に人命に関わる施設
- ・国の安全保障上極めて重要な施設
- ・国や経済の基幹的機能を有する施設
(鉄道・航空、金融システム等、停電が生じた場合広い範囲にわたって甚大な影響を及ぼしかねない施設)

(取組み２) 県自らの率先した節電対策

取組み２－① 基本的な考え方

平成２３年度の成果（表５，６）を踏まえ、平成２４年７月～９月の電気使用量を一昨年比１４％以上（昨年比３％以上）抑制することを目標とする。

全ての県機関（知事部局、教育庁、警察本部）において、従来から取り組んでいる省エネルギー・節電対策を「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で強化・徹底するとともに、ピークカットに有効な対策に積極的に取り組む。

(表５) 昨夏（平成２３年６月から９月）の県機関における節電実績

	６月	７月	８月	９月	６～９月合計	７～９月合計
知事部局 (議会棟含む)	▲ ８％	▲ １０％	▲ １４％	▲ １４％	▲ １２％	▲ １２％
行政棟	▲ １８％	▲ １８％	▲ １９％	▲ ２０％	▲ １９％	▲ １９％
行政棟以外	▲ ５％	▲ ７％	▲ １２％	▲ １２％	▲ ９％	▲ １０％
教育庁	４％	▲ ５％	▲ １３％	▲ ９％	▲ ６％	▲ ９％
警察	▲ １０％	▲ １２％	▲ １５％	▲ １５％	▲ １３％	▲ １４％
合計	▲ ４％	▲ ８％	▲ １４％	▲ １２％	▲ １０％	▲ １１％

(表６) 昨冬（平成２３年１２月から２４年３月）の県機関における節電実績 うるう補正あり

	１２月	１月	２月	３月	１２～３月合計	１２～３月合計
知事部局 (議会棟含む)	▲ ９％	▲ １１％	１％	▲ １０％	▲ ７％	▲ ８％
行政棟	▲ １７％	▲ １８％	▲ ６％	▲ １２％	▲ １３％	▲ １４％
行政棟以外	▲ ６％	▲ ９％	３％	▲ ９％	▲ ６％	▲ ６％
教育庁	▲ ４％	▲ ８％	７％	▲ ３％	▲ ２％	▲ ３％
警察	▲ １１％	▲ １４％	▲ ３％	▲ ８％	▲ ９％	▲ １０％
合計	▲ ７％	▲ １１％	２％	▲ ７％	▲ ６％	▲ ７％

(注) 平成２３年度の本県の省エネ・節電対策の成果について、６月から９月までの夏期においては、従来から取り組んできた省エネ・節電対策の強化・徹底を図ることで、前年同期比１０％の削減を達成した。

１２月から翌年３月までの冬期においては、空調管理の徹底、照明の省エネ化、照明やエレベータの間引き等を実施することで、前年同期比６％の削減となった。

平成２４年２月については、前年と比較して寒さが非常に厳しく空調負荷が増大したこと、及びうるう年と祝日の関係で前年度と比較して開庁日が２日増えていることが大きく影響し、前年度比で電気使用量が増加した。

取組み2ー② 県機関における取組み

県機関における「省エネ・節電対策」及び「ピークカット対策」として、電力需給の状況等を考慮し、以下の対策メニューを段階的に講じる。

対策	No.	対策メニュー	◎ ◇ ○ : : : 新 拡 継 規 充 続	通常時	(13時~17時) ピーク時間帯	(電力使用率95% 厳しい需給状況)	(電力使用率97% 大変厳しい需給状況)
省エネ・節電対策	(1)	空調管理の徹底	○				
	(2)	エレベータの稼働台数の削減	○				
	(3)	冷水器の使用中止・撤去	○				
	(4)	昼休みの消灯等の徹底	○				
	(5)	パソコンの消費電力の削減	○				
	(6)	待機電力削減の徹底	○				
	(7)	職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化	○				
	(8)	庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請	○				
	(9)	庁舎・施設内の照明の間引き	◇				
	(10)	クールビズの前倒し実施	◇				
	(11)	時間外勤務縮減の取組強化	◇	期間を通じ、一層の縮減に取り組む			
	(12)	グリーンカーテンの導入	◎				
	(13)	給排気ファンの稼働時間の短縮	◎				
	(14)	マイボトル運動の推進	◎				
	(15)	県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施	◎	個々の事業計画の中で前倒しを図る			
ピークカット対策	(1)	本庁行政棟における昼休み時間の変更	◎				
	(2)	県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施	◎				
	(3)	コピー機・プリンターの使用台数の削減	◎				
	(4)	電気ポット等の使用停止	◎				
	(5)	更なるピークカット対策の実施	◎				
	(6)	県有施設における九州電力との節電割引契約の締結	◎	節電期間開始前までに契約締結を進める			

【省エネ・節電対策】

- (1) 空調管理の徹底
 - ・ 設定温度 28℃を徹底する。
 - ・ ブラインドの適切な調整により、冷気を逃がさないようにする。

- (2) エレベータの稼働台数の削減
 - ・ 利用頻度に応じたエレベータの稼働台数削減を継続する。

(表 7) 本庁舎行政棟エレベータ (全 12 台) の稼働台数削減例

8:00 ～ 9:00	稼働台数 8 台	(4 台×2ヶ所)
9:00 ～ 21:00	〃 6 台	(3 台×2ヶ所)
21:00 ～ 翌 8:00	〃 2 台	(1 台×2ヶ所)

(表 8) 警察本部庁舎エレベーター (全 7 台) の稼働台数削減例

7:00 ～ 20:00	稼働台数 5 台 (閉庁日 3 台)
20:00 ～ 7:00	〃 2 台

- (3) 冷水器の使用中止・撤去
 - ・ 庁舎内に設置している冷水器について、支障のない範囲で引き続き使用を中止する（行政棟においては 15 台撤去済み）。
- (4) 昼休みの消灯等の徹底
 - ・ 職員の福利厚生に支障のない範囲で消灯を徹底する。
 - ・ パソコンのスタンバイモードへの切り替えを徹底する。
 - ・ コピー機の節電モードへの切り替えを徹底する。
- (5) パソコンの消費電力の削減
 - ・ 席を離れるなどして一定時間パソコンが未使用状態になった場合、自動的に省電力モードに切り換える。
 - ・ 業務や健康に支障のない範囲で、パソコンのディスプレイの輝度を下げる。

知事部局における省電力モードへの切り換え

- 2 分 → ディスプレイを暗くする
- 5 分 → ディスプレイの電源を切る
- 15 分 → コンピューターをスリープ状態にする

- (6) 待機電力削減の徹底
 - ・ 退庁時はパソコンの電源を抜く、執務室内の電化製品（テレビ等）は主電源オフとすることを徹底する。
 - ・ 時間外の必要な箇所以外の消灯を徹底する。
- (7) 職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化
 - ・ 職員が省エネ・節電宣言を行うなど、率先して家庭における省エネルギー・節電に取り組む。
- (8) 庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請
 - ・ 自動販売機設置業者や入居売店業者に、営業に支障のない範囲で、省エネルギー・節電に取り組むよう協力を継続して要請する。

- (9) 庁舎・施設内の照明の間引き **【拡充】**
- ・ 「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲での庁内照明の間引きを行う。
 - 》執務室内の照度を原則５００ルクスとする。
 - 》廊下、ロビーの更なる間引きを行うとともに、照明時間の短縮を行う。
- (10) クールビズの前倒し実施 **【拡充】**
- ・ クールビズを昨年よりさらに前倒しし５月１日から開始する。
(平成２３年度は５月１６日開始)
- (11) 時間外勤務縮減の取組強化 **【拡充】**
- ・ 期間中、各部局において時間外勤務の一層の縮減に取り組む。
 - ・ 毎週水曜日の定時退庁日とは別に、毎週金曜日を「省エネ・ノー残業デー」として設定するなど取組みを強化する。
 - ・ 執務時間終了後に、一斉消灯し職員の退庁を促す「全庁一斉消灯」を実施する（入所施設等、実施困難な職場を除く）。
 - ※実施日：７月２日～９月７日の期間中の
毎週水曜日（定時退庁日）
毎週金曜日（省エネ・ノー残業デー）
及び７月・８月第３週の「定時退庁推進週間」の毎日
- (12) グリーンカーテンの導入 **【新規】**
- ・ 庁舎の温度上昇抑制を図るため、実施可能な施設において、職員の自主的な取組みとしてグリーンカーテンを導入する。
- (13) 給排気ファンの稼働時間の短縮 **【新規】**
- ・ 庁舎内に設置している給排気ファンの稼働時間を短縮する（間欠運転の実施）。
- (14) マイボトル運動の推進 **【新規】**
- ・ 電気ポット等の使用を抑制するため、マイボトル運動（水筒、タンブラーなどの飲料容器（マイボトル）を持参する運動）を推進する。
- (15) 県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施 **【新規】**
- ・ 県有施設等において、再生可能エネルギー導入、省エネ対策をできる限り早期に実施し、今夏又は今年度全体を通じた電力需要の抑制に最大限取り組む。

（表９）再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施の状況

	当初計画	変更後
総合庁舎照明設備改修工事	平成24年9月未完了予定	平成24年8月未完了予定
信号機のＬＥＤ化	10月検収開始 ～12月事業完了（例年）	8月検収開始 ～9月末事業完了を目指す
道路照明のＬＥＤ化	平成25年3月未完了予定	平成24年12月未完了予定
県営公園照明のＬＥＤ化	平成25年3月未完了予定	平成24年12月未完了予定
県立学校８校への 太陽光発電設備導入	平成25年3月完了予定	平成25年１～3月完了予定

【ピークカット対策】

- (1) 本庁行政棟における昼休み時間の変更 **【新規】**
 - ・ 7月2日～9月7日の期間中、本庁行政棟において現在 12 時～13 時に設定している昼休み時間を、電力消費量のピーク時間帯である 13 時～14 時に変更する。県民サービスへの影響を考慮し、出先機関は対象外とする。
- (2) 県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施 **【新規】**
 - ・ 県有施設それぞれの業務実態に応じ、効果的な対策を実施する。

(表 10) 各施設におけるピークカット対策例

施設	内容
県立工業高校等	可能な範囲での実験時間の変更
九州歯科大学	
福岡女子大学	
福岡県立大学	
農業総合試験場	計測機器等の使用時間の変更
森林林業技術センター	
水産海洋技術センター	
県営公園	公園内噴水等修景施設の運転停止
浄化センター	汚水ポンプ・送風機・汚泥処理の運転時間の変更 換気・空調設備の運転時間の削減
北九州勤労青少年文化センター	利用者の状況に応じた室内照明・外灯、空調機器稼動停止
福岡県工業技術センター	乾燥機など機械設備の使用時間帯の調整

- (3) コピー機・プリンターの使用台数の削減 **【新規】**
 - ・ ピーク時間帯（13 時～17 時）における執務室のコピー機・プリンターの使用台数を原則 1 台とする。
- (4) 電気ポット等の使用停止 **【新規】**
 - ・ ピーク時間帯（13 時～17 時）における電気ポット等の使用を停止する。

(5) 更なるピークカット対策の実施（電力逼迫警報発令時） **【新規】**

- ・ 政府により「電力逼迫警報」が発令された場合（予想使用率97%超過）、更なるピークカット対策を講じる。

》自家発電設備の活用が可能な県有施設において、九州電力からの運転依頼に基づき、自家発電設備を稼働させる。

》県民の利用を目的とした県有施設においても、利用実態に応じた対策を講じる。

（表 11）各施設における電力逼迫警報発令時の対策例

施設	検討内容
アクロス福岡	・ シンフォニーホール、イベントホールの入場時等に点灯する客席電灯の主催団体への出力削減依頼（20%削減） ・ 本番前設営作業時の間接照明の消灯 ・ エスカレーターの使用状況に応じた段階的な停止 ・ トイレのエアータオルの使用停止
クローバープラザ	・ イベント設営作業時の間接照明の消灯 ・ エレベーターの使用状況に応じた段階的な停止 ・ トイレのエアータオルの使用停止
福岡県工業技術センター	・ 実験の可能な範囲での速やかな中止、あらたな実験の延期 ・ 外来者の機器利用時間の調整

(6) 県有施設における九州電力との節電割引契約の締結 **【新規】**

- ・ 電力需給逼迫回避を目的に、県有施設のうち契約電力500kW以上の施設は、可能な範囲で九州電力とスポット負荷調整契約を締結する。契約電力500kW未満の施設は、原則全施設、最大需要電力調整割引メニューを導入する。

（注）「スポット負荷調整契約」（契約電力500kW以上の施設が対象）

- ・ 今夏（7月～9月）に電力の需給逼迫が予想される場合に、九州電力からの依頼に基づき、可能な時間帯（1時間単位）に電力負荷の調整を行う。
調整実績に応じて10月分の電気料金から割引かれる。

「最大需要電力調整割引メニュー」

（高圧受電の契約電力500kW未満の施設が対象）

- ・ 節電により、本年8月・9月分の最大需要電力が前年同月分の値を下回った場合に、下回った分の電力に応じた割引額が10月分の電気料金から割引かれる。

(取組み3) 事業者における節電対策

取組み3-① 基本的な考え方

- (1) 数値目標が設定されている「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間（8月13日～8月15日を除く）の平日9時～20時」において、一昨年比10%以上の使用最大電力の節電を要請する。

特に気温が高く電力需要がピークに達する13時～17時において、重点的な節電を要請する。

(注) 九州全体として、最大電力を一昨年比7%程度の節電を達成できた昨夏の取り組みを継続した上で、さらに3%程度以上の節電を加え、最大電力10%程度以上の節電を実現する。

- (2) 節電により、病院や鉄道などライフライン機能や国の安全保障上極めて重要な施設の機能等の維持に支障が出る場合には、機能維持への支障が生じない範囲で、自主的に目標を設定し節電に取り組むことを要請する。

なお、この場合には、当該需要家における業務部門（オフィス部門・間接部門）においては、上記(1)の節電を要請する。

- (3) 上記の期間・時間帯以外についても、経済活動に支障が生じない範囲で自主的な節電対策（照明・空調機器等の節電など）を要請する。

取組み3-② 事業者における取組み

- (1) 表12の「3つの節電基本アクション」に加え、表13の「業種毎の節電対策事例」を参考に、節電対策に取り組むことを要請する。

(表12) 事業者推奨する事業所における3つの節電基本アクション

節電メニュー		節電効果（削減率） （オフィスビルの場合）
照明	照明を半分程度間引きする。	13%
照明	使用していないエリアの消灯を徹底する。	3%
空調	室内温度を28℃とする。	4% （+2℃の場合）

参考）経済産業省資料

※熱中症にご注意ください。屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。特に、ご高齢の方や体調に不安のある方はお気をつけください。

(表 13) 事業者における業種毎の節電対策事例

(事業者の節電対策例 1) オフィスビル

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	執務エリアの照明を半分程度間引きする。	13%
	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%
空調	執務室の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	4% (+2℃の場合)
	使用していないエリアは空調を停止する。	2%
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3%

(事業者の節電対策例 2) 卸・小売店（百貨店・ドラッグストアなど）

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	13%
	使用していないエリア（事務所、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%
空調	店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	4% (+2℃の場合)
冷凍冷蔵	業務用冷凍冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%

(事業者の節電対策例 3) 食品スーパー

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	11%
	使用していないエリア（事務所、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%
空調	店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	1% (+2℃の場合)
	使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	1%
冷凍冷蔵	業務用冷凍冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	5%

(事業者の節電対策例 4) 医療機関 (病院、診療所など)

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	4 %
	使用していないエリア (外来部門、診療部門の診療時間外) は消灯を徹底する。	4 %
空調	病棟、外来、診療部門 (検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1 %
	使用していないエリア (外来、診療部門等の診療時間外) は空調を停止する。	1 %
	日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1 %

(事業者の節電対策例 5) ホテル・旅館

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	1 3 %
空調	使用していないエリア (会議室、宴会場等) は空調を停止する。	1 %
	ロビー、廊下、事務室等の室内温度を 2 8℃とする (または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、2 8℃より若干引き上げる)。	1 % (+ 2℃の場合)

(事業者の節電対策例 6) 飲食店

(ファミリーレストラン、居酒屋、ファーストフード店など)

節電メニュー		設備毎の節電効果
照明	使用していないエリア (事務室等) や不要な場所 (看板、外部照明等) の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	4 0 %
空調	店舗の室内温度を 2 8℃とする (または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、2 8℃より若干引き上げる)。	8 % (+ 2℃の場合)
厨房	冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	3 %

※飲食店は営業形態ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

（事業者の節電対策例 7） 学校（小中高）

節電メニュー		建物全体に 対する節電効果
照明	教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	16% (約4割減の場合)
	点灯方法や使用場所を工夫しながら、体育館の照明を1/4程度間引きする。	2%

（事業者の節電対策例 8） 製造業

節電メニュー		機械・設備毎の 節電効果
照明	使用していないエリアは消灯を徹底する。	—
空調	工場内の温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	6% (+2℃の場合)
生産設備	不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	—
	電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。	7%
ユーティリティ設備	使用側の圧力を見直すことにより、コンプレッサの供給圧力を低減する。	8% (単機における 0.1MPa 低減時)
	コンプレッサの吸気温度を低減する。 (設置場所の室温と外気温を見合いする。)	2% (単機における 吸気温度10℃低減時)
	負荷に応じて、コンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。(コンプレッサ5台システムでピーク負荷60～80%の場合)	9%
	インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。(弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し、全圧が80%となった場合)	15%
	冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。(利用側の状況を確認しながら冷水出口温度を7℃→9℃に変更した場合)	8%

※製造業は種別ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

参考) 経済産業省資料

取組み 3-③ 事業者に対する周知

- (1) 業界団体を通じ、本節電対策方針を事業者に周知徹底する。
- (2) 「事業所で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、業界団体や、県の事務所、市町村などを通じ、事業者配布する。
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
- (3) 県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、事業者へ節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

取組み 3-④ 事業者における節電対策に対する県の取組支援

【セミナー等の開催】

- (1) セミナー等の開催により、効果の高い節電対策や事業者の取組事例等の情報提供を行う。
 - ・「省エネ講座」の集中的な開催（環境部）
（平成 24 年 6 月～9 月 計 14 回開催予定）
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
 - ・事業者を対象とした節電セミナーの開催（商工部）
（平成 24 年 6 月 14 日開催予定）
＜問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-6680）＞
 - ・事業者を対象とした省エネ・節電セミナーの開催（環境部）
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

【相談対応及び専門家派遣】

- (1) 財団法人福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会で県内事業者からの相談に対応する。
＜問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-6680）＞
＜問い合わせ先：福岡県中小企業団体中央会（092-622-8780）＞
- (2) 一般財団法人九州環境管理協会で、節電に関する専門的な相談に対応する。
＜問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）＞
- (3) 事業者の求めに応じ、省エネの専門家を派遣しアドバイスを行う。
＜問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）＞

【省エネ機器や設備等の導入支援】

- (1) 省エネ設備、自家発電装置、高効率照明等の導入について低利融資等を行う。

○福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の概要

- ・融資限度額 : 4,000 万円以内
- ・融資期間 : 10 年以内
- ・利率 : 1.3%

＜問い合わせ先：県庁 循環型社会推進課 リサイクル係（092-643-3372）＞

○小規模企業者等設備導入資金の概要

(設備資金貸付)

- ・貸付金額 : 25 万円～6,000 万円 (設備資金の 1 / 2)
- ・貸付利率 : 無利息
- ・貸付期間 : 7 年以内

(設備貸与)

- ・貸与額 : 100 万円～8,000 万円
- ・貸付利率 : 割賦販売 年 1.55%～3.05%
リース 年 1.343%～3.025%
- ・貸付期間 : 7 年以内

＜問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-6322）＞

○長期経営安定資金の概要

- ・融資限度額 : 1 億円以内
- ・利率 : 5 年以内 1.7%
: 5 年以上 1.8% (平成 24 年 4 月 1 日現在)
- ・保証料率 : 0.25%～1.77%

※保証料率については、福岡県信用保証協会の審査で決定されます。

- ・融資期間 : 10 年以内 (据置 2 年以内)

＜問い合わせ先：県庁 中小企業経営金融課 金融係（092-643-3424）＞

- (2) 県庁ホームページを活用し、国の補助制度（ビル等におけるエネルギー管理システム導入補助等）、に関する情報発信を行う。

【その他】

- (1) 環境認証（エコアクション 21）取得の支援を行う。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

(取組み4) 県民（家庭）における節電対策

取組み4-① 基本的な考え方

- (1) 数値目標が設定されている「平成24年7月2日～平成24年9月7日の期間（8月13日～8月15日を除く）の平日9時～20時」において、後述の「節電基本アクション」等を参考に、一昨年比10%以上の使用最大電力の抑制に相当する分の節電を要請する。

特に気温が高く電力需要がピークに達する13時～17時において、重点的な節電を要請する。

(注) 九州全体として、最大電力を一昨年比7%程度の節電を達成できた昨夏の取り組みを継続した上で、さらに3%程度以上の節電を加え、最大電力10%程度以上の節電を実現する。

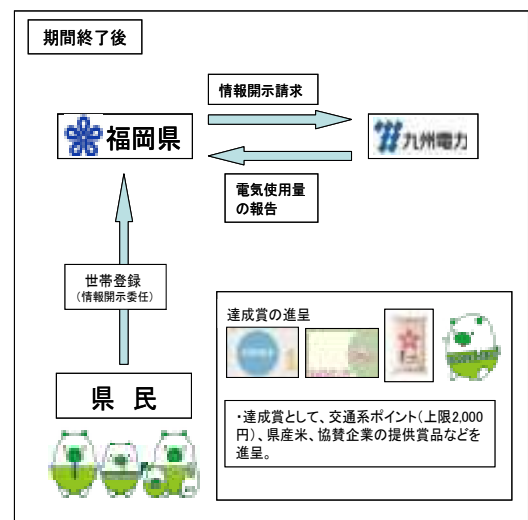
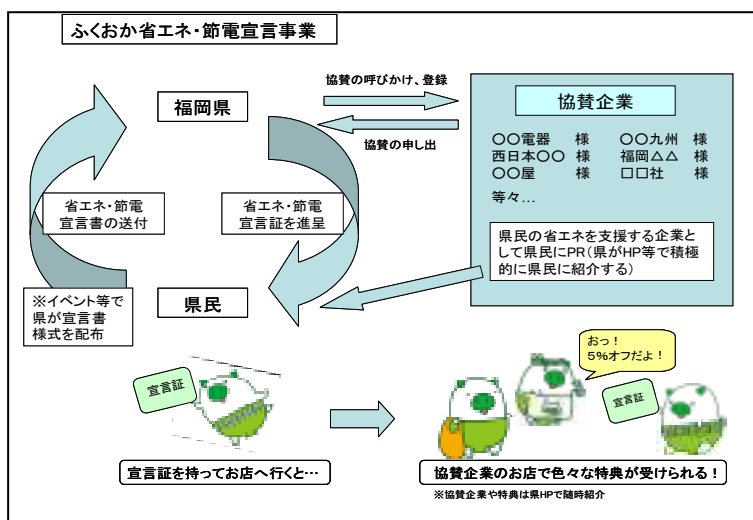
- (2) 上記の期間・時間帯以外についても、家庭生活に支障が生じない範囲で自主的な節電対策（照明・エアコン等の節電など）を要請する。

取組み4-② 「ふくおか省エネ・節電県民運動」の実施

(平成24年6月1日～9月30日)

<問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係 (092-643-3356) >

- (1) 省エネ・節電宣言を行った県民を対象に、省エネ・節電宣言証（携帯ストラップ）を進呈し、協賛企業で商品の割引などの特典を付与する。
- (2) 前年よりも電気使用量を削減した家庭に、抽選で県産米または今夏の新たな特典メニューとして交通系ポイントを進呈する。
- (3) 九州電力と連携し、省エネ・節電宣言を行った世帯からの電力使用量の報告手続きを効率化する。



取組み４－③ 県民（家庭）における取組み

- (1) 表 14 の「５つの節電基本アクション」を中心に、それぞれの家庭で実施できる節電対策に取り組むことを要請する。（その他の取組み事例は、表 15 を参照）

（表 14）県民に推奨する家庭における 5 つの節電基本アクション

節電メニュー		削減効果（削減率）
エアコン	室温 28℃を心がける。	10% (設定温度を 2℃上げた場合)
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。	2%
照明	日中は不要な照明を消す。	5%
テレビ	テレビ画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。	2% (省エネモードに設定し、使用時間を 2/3 に減らした場合)
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。 使わない機器はプラグを抜く。	2%

参考）経済産業省資料

※熱中症にご注意ください。屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意頂く等、十分にご注意ください。特に、高齢者や乳幼児、病気の方がいる家庭では、室温 28℃にとらわれず、体調を考えながら室温の設定をしてください。

（表 15）県民に推奨するその他の節電アクション

節電メニュー		削減効果（削減率）
温水洗浄便座	温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。 上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	いずれかの対策により 1%未満
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で 1 日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%
エアコン	フィルターを定期的（2 週間 1 回程度）に掃除する。	—
冷蔵庫	壁との間に適切な間隔を空けて設置する。	—
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る。	—
洗濯機	容量の 80%程度を目安にまとめ洗いをする。	—
パソコン	省電力設定を活用する。	—
掃除機	紙パック式はこまめにパックを交換する。 昼間のピーク時はモップやほうきを使う。	—
ライフスタイル	節電のための家事スケジュールを立てる。 外出や旅行による節電。	—

参考）経済産業省資料

取組み４－④ 県民（家庭）に対する周知等

- (1) 県広報紙（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に本節電対策方針の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- (2) 「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
- (3) 節電期間中の大半が夏休みであることを踏まえ、「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を、学校を通じて児童・生徒へ周知を図る。
- (4) 地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞
- (5) 県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「住宅用太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー」に関する周知・啓発を行う。
＜問い合わせ先：県庁 県民情報広報課 広聴係（092-643-3103）＞
- (6) 県庁ホームページを活用し、国の補助制度（住宅用太陽光発電、民生用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池等に対する補助制度）に関する情報発信を行う。
- (7) 気温や湿度の高い日には、熱中症で健康を害することのないよう、県庁ホームページを始めとした県の広報媒体を活用し、熱中症の予防に関する情報発信を行うとともに、市町村においても熱中症の予防について住民に周知を行ってもらうように依頼する。
＜問い合わせ先：県庁 健康増進課 保健事業係（092-643-3270）＞
- (8) 福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、県民からの家庭における省エネルギー・節電相談に対応する。（相談料：無料）
＜問い合わせ先：福岡県地球温暖化防止活動推進センター（092-674-2360）＞

（取組み５） 県民・事業者への速やかな情報提供

- (1) 県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する各種情報を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。

（表 16）主な県広報媒体

広報媒体名		掲載予定等
福岡県だより （全戸配布広報紙）		7月号（6月15日～7月15日配布）に記事を掲載予定
ふくおか県政だより （新聞定期広告）		6月号（6月17日）に記事を掲載予定
福岡県から のお知らせ	テレビ	6月から7月に広報予定 RKB「ふくおか見聞録」（土曜 18:54～19:00） TNC「フレッシュ！ふくおか県」（日曜 8:55～9:00） TVQ「それ行け！ふくおか探検隊」（金曜 20:54～21:00）
	ラジオ	7月上旬から8月上旬に放送予定 FM福岡「福岡県だより」（月曜・木曜 9:30～9:35）
県庁ホームページ		〈URL〉 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/
ふくおかエコライフ 応援サイト		〈URL〉 http://www/ecofukuoka.jp/
メールマガジン 「めるふく」		6月、7月、8月に1回ずつ掲載予定

・ 街頭キャンペーンの実施

九州経済産業局、福岡県、福岡市、九州電力の共同で街頭キャンペーンを実施し、節電意識の向上を図る。

日時：平成24年7月2日（月） 9:00～10:00

場所：博多駅北口

・ 多言語による情報提供（電力需給逼迫時）

需給逼迫情報について、多言語（日本語・英語・中国語・韓国語）での提供を行う。

県の主な多言語広報媒体

（財）福岡県国際交流センターホームページ

福岡県留学生サポートセンターホームページ

（取組み 6） 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進

- (1) 市町村及び関係団体に本節電対策方針の周知を図り、県の取組みを参考にした節電対策を促し、県と連携した取組みを推進する。
- (2) 節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電対策に取り組むことや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請し、県全域における取組みとしての実効性を高める。
- (3) 市町村が運営するごみ発電施設（15ヶ所、最大出力計 156,280kW）に対し、電力供給の確保に向けた協力を要請する。
 - ・ ピーク電力需要等に応じた発電を実施する。
 - ・ 対応可能な範囲でメンテナンス実施時期を変更する。

（取組み 7） その他の取組み

- (1) 電力供給の確保に向けた取組み

県企業局が運営する水力発電所「大淵発電所（最大出力 7,500kW、八女市）」「木屋発電所（最大出力 6,000kW、八女市）」、「ちくし発電所（最大出力 550kW、那珂川町）」、及び県が出資する大牟田リサイクル発電（株）が運営する R D F（ごみ固形化燃料）発電「大牟田リサイクル発電所（最大出力 20,600kW、大牟田市）」からの電力供給の確保に努める。
- (2) 緊急時対応
 - ・ 電力需給逼迫時には、県の広報媒体（ホームページ等）による情報発信を行うとともに、市町村・関係団体等へ速やかに情報提供を行い、事業者・県民等に緊急節電対策（不要不急の電力使用のカット等）を要請する。
 - ・ 翌週に電力需給が逼迫する可能性がある場合
 - ① “でんき予報”が出た当日（木曜日）に、緊急節電対策本部作業部会を招集し、関係団体等を通じた周知活動を実施。
 - ②市町村へ情報提供を行い、県民・事業者等への周知を依頼。
 - ③県においてプレスリリースを行い、県民・事業者等に対し節電対策の徹底を要請。
 - ・ 「電力需給逼迫警報」が発令された場合
 - ①県民・事業者に対し、緊急節電対策（不要不急の電力使用のカット等）を要請。
 - ②九州電力に対し、電力供給力の確保に向けた取組みを再度要請。
 - ③「電力需給逼迫警報」が発令された後速やかに、緊急節電対策本部会議を招集。関係団体・出先機関等への周知徹底。
 - ④電話、電子メール、福岡県防災・行政情報通信ネットワークにより市町村へ情報提供。県民・事業者等への周知徹底を依頼。
 - ⑤県においてプレスリリースを行い、県民・事業者等に対し緊急節電対策を要請。

5. 大規模停電・計画停電に対応できる危機管理体制の構築

【危機管理体制の構築】

- (1) 発電所のトラブルによる大規模停電の発生など、万一に備え、各部局の役割や市町村、関係機関への連絡体制を明確にし、県民への迅速な情報提供、被害等の情報の把握や対応を的確に行う体制を構築する。

福岡県停電対策本部の設置

《設置基準》

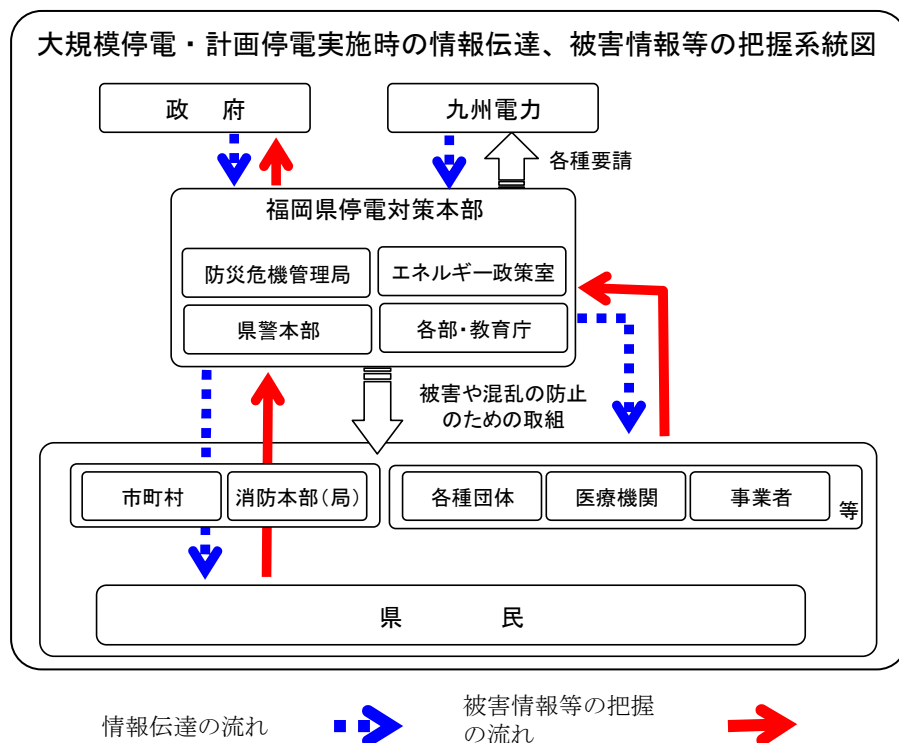
- ・福岡県内で計画停電が実施される場合
- ・福岡県内で大規模停電が発生した場合

《体制》

- ・本部長：知事
- ・本部員：副知事、各部長、会計管理者、企業局長、教育長、県警本部長、防災危機管理局長、企画・地域振興部次長の職にある者

《役割》

- ・市町村、関係機関等に対する計画停電等の情報伝達
- ・被害の最小化、混乱の防止に向けた各種対策の実施
- ・停電に伴って発生した被害情報の把握



※計画停電（輪番停電）

大規模な電源の脱落等万が一の場合に、電気事業者が、特定の地域・時間において、計画的に停電を行うこと。

※大規模停電

複数の市町村の地域を含む広範囲な地域における停電で、速やかに復旧し、被害及び社会的影響がほとんど認められない見込みのものを除いたもの。

【具体的対策の準備】

- (1) 大規模停電・計画停電時対応マニュアルの作成
 - ・大規模停電・計画停電時対応マニュアルを整備し、県民の生命・健康の保持やライフライン機能の確保、交通インフラの維持など危機管理対応の徹底を図る。
- (2) 医療機関等の入院患者、入所者、及び人工呼吸器等使用の在宅療養患者など、生命や身体の保全に電力を必要とする県民の生活に支障が生じないように、次の取組を行う。
 - ・県、医療機関、社会福祉施設等それぞれの機関の役割を明確にし、地域の関係者の連携によって支援を行う。
 - ・人工呼吸器等使用の在宅療養患者などが利用する「手引き」を作成し、平時からの対応や大規模停電、計画停電が発生した場合の対応について明確にするとともに、「手引き」の周知徹底を図る。
 - ・高齢者福祉施設等に対し、「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」を参考に、電源不要な機器の設置や医療機関との連携などの準備を行うように周知徹底する。

本資料（福岡県節電対策方針）に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部事務局

（福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室）

電話 092-643-3148